

## 総務常任委員会記録

令和3年 第3回定例会	
1 日 時	令和3年9月22日(水) 午前10時00分 開会 午前11時43分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	佐 藤 誠 委員長 阿 部 秀 実 副委員長 大 貫 桂 一 委員 増 渕 靖 弘 委員 横 尾 武 男 委員 鰐 原 一 男 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委 員 外 出 席 者	鈴 木 敏 雄 副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事 務 局 職 員	小 杉 局長 安 生 書記
8 会 議 の 概 要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

総務常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
総合政策部	総合政策部長	糸井 朗	9名
	総合政策課長	篠原 宏之	
	財政課長	秋澤 一彦	
	秘書課長	鈴木 武司	
	鹿沼営業戦略課長	斎藤 史生	
	まちづくり戦略課長	竹澤 英明	
	情報政策課長	大貫 陽子	
	危機管理監兼危機管理課長	渡辺 孝和	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
行政経営部	行政経営部長	南雲 義晴	10名
	行政経営課長	高村 秀樹	
	人事課長	佐藤 靖	
	税務課長	諏訪 敏郎	
	納税課長	渡辺 富夫	
	契約検査課長	柏崎栄一郎	
	行政経営課長補佐兼行政経営係	松島 貴行	
	庁舎整備推進室	網 浩史	
	人事課長補佐兼人事係長	小泉 宏	
	納税課長補佐兼納税推進係長	中村 陽子	
消防本部	消防長	黒川 純一	11名
	消防総務課長	星野 富夫	
	予防課長	石原 幸二	
	地域消防課長	臼井 賢	
	警防救急課長	渡邊 靖	
	通信指令課長	若林 雄二	
	消防署長	小山 茂	
	消防総務課長補佐兼消防総務係	山崎 健児	
	地域消防課地域消防担当	曾篠 伸次	
	通信指令課通信指令担当	竹澤 宏	
	警防救急課長補佐兼救急推進係	紺野 敬寛	
合 計			30名

## 総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第62号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))
- 2 議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)について
- 3 議案第70号 令和3年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 4 議案第71号 令和3年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 5 議案第74号 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 6 陳情第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 7 陳情第9号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情書

## 令和3年第3回定例会 総務常任委員会概要

○佐藤委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明・答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いします。

今回も、議場の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、審査は部局ごとに議案順で行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それでは、ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案5件、陳情2件であります。

それではまず、消防本部関連議案等の審査を行います。

はじめに、議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、消防本部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。臼井地域消防課長。

○臼井地域消防課長 地域消防課長の臼井です。

議案第65号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」のうち、消防本部所管の内容について、ご説明いたします。

令和3年度「補正予算に関する説明書」の3ページ、4ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明いたします。

16款「県支出金」2項、県補助金のうち、次の5ページ、6ページをお開きください。

9目「消防費県補助金」につきましては、説明欄「非常備消防費県補助金」消防団活性化対策事業県補助金として50万円を計上いたしました。

次に、21款「諸収入」4項3目「雑入」につきましては、説明欄、上から4行目の、消防団員安全装備品整備等助成金として149万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出について、ご説明いたします。19ページ、20ページをお開きください。

9款「消防費」、1項2目「非常備消防費」補正額249万1,000円につきましては、消防団活性化対策事業費といたしまして、消防団員の装備品等の購入経費などが主なものであります。

説明欄の「消耗品費」244万1,000円につきましては、消防団員が装備するアポロキャップ、救命胴衣、編み上げ靴等の購入及び、入団促進・啓発活動に要する啓発物品の購入費用などを計上したものであります。

また、「印刷製本費」5万円につきましては、消防団入団募集チラシの作成経費を計上したものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。横尾委員。

○横尾委員 20 ページの先ほどの説明の中で、消防団活性化対策事業費ということで、消耗品等については、いろいろ細かいお話があったのですが、ざっくりとした話で、一つその、活性化対策事業費の中にはどんなものが含まれているのか、説明を求めます。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。臼井地域消防課長。

○臼井地域消防課長 横尾委員のご質問に対して、説明をいたします。

ご質問にありました消防団活性化事業対策費ですね、の主なものにつきましては、消防団員の救命胴衣及び編み上げ靴等、安全装備の資器材が主に購入の予定となっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 横尾委員。

○横尾委員 では、了解しました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 今、編み上げ靴とか、その胴衣、何着ぐらいかお知らせ願いたいと思います。

○佐藤委員長 臼井地域消防課長。

○臼井地域消防課長 鰐原委員のご質問に対して、ご説明いたします。

救命胴衣は、現在、509 着ありまして、今回の助成金を活用いたしまして、326 着購入予定であります。

合計で、救命胴衣が 835 着になりますので、現在消防団員の実員が 785 名ですので、消防団員に 1 人 1 着ずつは装備し、なおかつ、若干の余剰もありますが、その余剰分につきましては、年間を通して使うものではないので、結構傷みがあるのですね。そういうものを順次新しいものに配備していくような計画であります。

編み上げ靴に関しましては、全団員に既に配備してあるのですが、古いものにありますは、革製のものがあります。

今は、製品名でいうと、スポーツメーカー社の化学繊維とか、最新の繊維で、水には耐水性もあって、けがもしにくいものがありますので、新入団員、若い団員を中心に配備しているのですけれども、順次革製のものから、新しいものを配備していく上で、今回の助成金を利用して、活用したいと思っています。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 靴のほうは何足か、お知らせ願いたいと思います。

○佐藤委員長 臼井地域消防課長。

○臼井地域消防課長 鰐原委員の説明にお答えします。

靴のほうは既にもう全団員に配備してあるのですが、うちのほうの予算の関係で、あまりストックがないものですから、ちょっと正式な数はあれなのですけれども、主に在庫としては 20 足程度ストックがありまして、そこにプラス、今回の編み上げ靴を助成金を利用して、プラス、おおむね 30 足程度ぐらいになると思います。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 その上の項目にある常備消防費の職員手当等で 48 万円増えていますよね。

これについて、もし、あれでしたら、説明願えればと思うのです。

○佐藤委員長 星野消防総務課長。

○星野消防総務課長 消防総務課長の星野でございます。

ただいまのご質問にお答えしたいのですが、この所管につきましては、人事課でありますので、人事課長の入室を許可いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 許可いたしますので、人事課長の入室を求めます。

(人事課長入室)

○佐藤委員長 佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

鰐原委員の質問にお答えをいたします。

この補正につきましては、議案第74号 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う補正でございます。国において人事院規則で、感染症患者等の身体に接触し、または、長時間にわたりまして、とり行う、接して行う作業に従事した場合は、4,000円を支給するということになっておりまして、本市においても同様の改正をするものであります。

それに対応する主な業務につきましては、救急搬送が主な業務でありまして、この48万円につきましては、これまでの4月から8月までの実績を勘案しまして、支給する人数を月10人程度といたしまして、12カ月で48万円ということで、消防関係職員の給与費に計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第65号中消防本部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号中消防本部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、執行部の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

(執行部入れ替え)

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を再開いたします。

次に、総合政策部関連議案等の審査を行います。

陳情第9号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情書につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、はじめに、陳情第9号を審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第9号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情書を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情者である、須藤博様、山口宏弥様、山本真由美様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。お願いします。

（陳情人入室）

○佐藤委員長 須藤様、山口様、山本様、本日はお疲れ様です。

早速ですが、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情書について、説明をお願いします。

○陳情人 日本国民救援会栃木県本部の須藤でございます。

私のほうから、この陳情に関する内容について、若干のご説明をいたします。

この陳情の内容ですが、陳情の趣旨は、再審における検察手持ち証拠の全面開示、それと、再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止、この2点でございます。

再審といいますのは、無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する、いわば最後の砦です。

罪を犯していない人が犯罪者として、法による制裁を受け、これは、まさに冤罪です。

冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせます。

冤罪はあってはならないことと、誰もが認めることでありながら、いまだに後を絶ちません。

2010年代に入ってから、この栃木県の足利事件、そして、隣の茨城県の布川事件、さらには、東電OL事件から、2016年東住吉事件、この数件について、それぞれ無期懲役という重罰事件の再審無罪が続きました。全て無罪が確定しております。

また、2014年には、袴田事件といわれる、袴田巖さん、47年ぶりに死刑囚の監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。

そして、最近では、湖東記念病院人工呼吸器殺人事件で、12年間服役した西山美香さんが、昨年3月31日に再審無罪判決を勝ち取り、マスコミでも大きく取り上げられました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められ、無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。

再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新期明白な無罪証拠を提出することが求められます。

ところが、証拠のほとんどは、強制捜査権を持つ警察、検察の手にあるだけでなく、当事者主義という名目のもとに、それらの開示がなされない、そういう義務はないのだと、こういうことで、しばしば無罪証拠が隠されたままに、有罪が確定する事例が後を絶ちませんでした。

無罪となった再審事件で、新証拠の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであったという事実があります。

あの、先ほど言いました、西山美香さんの事件でも、実は、医者に対する電話での問い合わせで、要するに、別の形で死亡がなされた可能性があるということが、そういう報告

があったにもかかわらず、その証拠は、実は出されていませんでした。そういった事例は後を絶ちません。

通常審では、公判整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で、証拠開示が制度化されました。

これは、いわゆる裁判員制度が取り入れられたとあわせて、こういった証拠開示の制度ができました。

しかし、再審における証拠開示が、何一つルールがありません。

その結果、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意にゆだねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

もう1つの大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立てが許されていることです。

大崎事件の原口アヤ子さん（94歳）は、検察の即時抗告、さらに、特別抗告により、再審が実現されず、結局最高裁によって、再審請求が棄却されてしまいました。

先ほど述べました袴田事件では、検察の即時抗告により、再審開始決定が取り消され、その後、最高裁で差し戻し判決があったものの、再審請求審が、無用に長期化しています。

名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年1審無罪判決、高裁で逆転有罪判決、最高裁で有罪確定。その後、2005年に再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申し立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、栽培所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確。

現に、ドイツなど、検察官の控訴申し立て、抗告申し立てが許されていないところも多くあります。

そして、この議会に、この陳情を出すことについて、皆様は、「法律を改正するのは、国会の仕事じゃないか」と、こういうご意見の方もいらっしゃるかと思います。

しかし、国会が動かないのであれば、私たち市民の代表である地方議会からも国に対して声を上げていくことが重要です。

そうした地方議会の声が大きくなれば、国の法律を変えることも可能になると考えております。

冤罪は、国家による人権侵害です。

再審法改正は、特定の人のためのものではありません。全ての市民のためのものです。

議員の皆様方におかれましては、私たちの代表ですから、私たちの声をぜひ代弁してください。

市民の代表として、ぜひ上記陳情について、採択していただきますよう、強く求めます。

以上で、私からのご意見、ご説明を終わりといたします。

ありがとうございました。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

どうぞ。

○陳情人 私、南摩に住んでおります山口宏弥と申します。

ただいまの須藤弁護士のほうから、今回の内容について説明があったと思いますが、私のほうから、率直にお話させていただきたいと思います。



この種の陳情については、「やれ共産党系である」とか、「旧社会党系である」とかって、そういう区分けの仕方をされているのが実情ではないかというふうに、私自身は思っております。

先ほどお話ありました袴田事件については、この再審を求める、この活動の中心になっておられるのは、自民党の鈴木貴子衆議院議員です。

そういった意味では、この人権問題というのは、主義、主張に関係なく、あるべき姿というですね、やっぱり接近していくことが、私たちの役割だというふうに思っています。

個人は誤りがありますし、組織も誤りはあります。

私の地元南摩では、今市事件の、いわゆる冤罪で、現在ですね、刑務所に入っております、勝又さんが住んでおりました。

非常に、私も身近に知っていたものですから、非常に関心を持っておりました。

今、千葉の刑務所に彼は入っているわけですがけれども、千葉刑務所は日本でも最大級だというふうに聞いております。

1,100人から1,300人が、今、刑務と、仕事として刑務所で、懲役刑で入っているということですがけれども、そのうち7人の方が「自分は無罪だ」と、「冤罪だ」ということを主張しているそうです。

私は、布川事件の桜井さんの無罪を勝ち取った、その報告集会のビデオを見て、桜井さんが話しているのを聞きました。

仮に、7人のうち、無期懲役であれば、認知になった方もいるかもしれません。

でも、そういった中で、7人の方はずっと無罪を主張しているそうです。

共同生活で作業をして、風呂も一緒に、そういった中で、そういう話を聞いております。

先ほども話がありましたけれども、やはり地方自治と国とは、全く地方自治は国の下部機関ではありませんので、ぜひ、真剣に討議していただいて、再審制度の改正が、一日も早くできて、冤罪の事件というのがなくなるように、ぜひご討議いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○陳情人 幸町に住んでおります山本真由美と申します。

本当に、冤罪で苦しんでいる方々の声を、私も最近聞くようになりまして、再審請求できる人も少ないですし、無罪に、本当に無罪の人が、無実の人が、刑務所に入っていることというのは、許されないと同時に、本当の犯人が普通に暮らしているのかと思うと、本当に私は生活するのも心配ですし、許せない、本当の犯人がいるということは許せないことなのだと思います。

ぜひとも地方の力を、お力添えをよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。増渕委員。

○増渕委員 ちょっと私も勉強不足で、このことについて、私は賛成というか、そのとおりでと思いますけれども。

この公判前の整理で、証拠が、本当だったら、アメリカで変な形、全部、同じ証拠を全部検討するというのに、何で検察が隠せる、弁護士。

我々の味方は、私が何かなった場合には、弁護士の先生しかないわけですよ。ただ自分では、法的に詳しくないとなったときに。

そのときに、そういう証拠が全部、平等に並べられて、それを弁護士の先生も、検察も同じように、この証拠に対して、これが確実かとか、これがDNAで本当かとかということをやらなくてはならないのが、検察の意図でとかで、隠されるというのは、これ弁護士の先生から見て、どういうふうに、そここのところの弁護士会、我々もこういうのは訴えなくてはならない、法の下での平等だから、やっていかななくてはならないと思うのですけれども。

もっとプロの方は、何か、何か日本では弁護士の人のほうが、検察に対して、オウムのときもそうですけれども、ビラを配るとか、ああいうことで、やって、やったけれども、実際にやったのは、ジャーナリストの女の人があのオウムをひっくり返したとか、オウムの悪いところを見つけたというところがあるので、その部分、弁護士、我々も、こういうことに対しては、ちゃんと勉強して、訴えていかななくてはならないと思いますが、弁護士の先生のほうでは、弁護士協会とか、そういうところでは、こういうことに対して、どういう考えをお持ちなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○佐藤委員長 説明をお願いします。

○陳情人 先ほど申しあげましたよね、その警察や検察が手持ち証拠を全部は出さない。

被告人に不利な証拠は隠しておく。

もう皆さん、もしかしたら御存じかもしれませんが、あの松川事件という、諏訪メモというのは有名な話がありますよね。

最高裁になってから初めて出てきた、10年近くたってからね。それで無罪になったという、あれが典型的なものですけれどもね、出さないのね。

それで、実を言いますとね、戦後の刑事訴訟法というのは、アメリカの刑事訴訟法を導入したということで、当事者主義、つまり、まるで民事の裁判のように、検察官と弁護士というか、その被告側はね、当事者が自分に都合のいい証拠というか、自分に有利な証拠を出せばいいのだと、相手に有利になるような、こっちに逆に不利になるような証拠は出さなくていいのだと、こういう考え方があるのですね。

しかし、それで本当にいいのだろうか、刑事罰というのは、非常に、その人の人生をね、いわば狂わせるのは、そういう事件で、しかも、先ほども言いましたけれども、圧倒的に証拠というのは、もう検察官が握っているわけです、警察とね、検察が。

だって、捜査権限を持って、国の国家権力でもって調査をするわけですから、我々弁護士は、本当にそんな力はないですよ、全然、そういう証拠を集める力。

それで、先ほども言いましたけれども、一般の事件ではね、通常の事件では、今はかなり証拠も出させることができるようになったのですね、法律改正があつてね。

しかし、再審では、全くそれが無いものですから、裁判にその証拠を出すかどうか、裁判官が非常にその熱心な方だとね、検察官に催促するわけ、「何かあるもの、あるのであれば出せよ」という感じでやるわけですが、裁判官によっては、そんなこと、全然、「再審なんて関係ないよ」という感じでね、何にもやらない、何にもやらなきゃそのまま、もう進んでしまう。

だから、本当に被告人に有利な証拠が隠されたままになってしまう。そういうことが続

くわけです。

それで、弁護士会としても、当然、そういうこともありますものですから、従来にも、何度も繰り返し、日弁連としても、その再審法の改正は提起しています。

そして、そういったことをしながら、なかなか進まないということで、私たちはこのたび、全国のね、自治体に、「皆さんから声を上げてください」と、国のほうにね。

そういったこと、同じようなことで、例えば、日米地位協定、非常に日本側にね、不利な協定がなされていて、非常に沖縄の人って、すごいひどい目に遭っている。それを変えようというのは、全国知事会というところでね、決議していますよね。

そういうふうに、地方自治体からでも声を上げていくということが、国の、国会での審議をね、進めることになるのではないかと、そういうことが問題なのだということを理解してもらえないのではないかとというようなことがあるわけですし、そういう意味で、私たちは、皆様方をお願いして、このたび陳情を出していると、こういうことでございます。

○増渕委員 わかりました。理解いたしました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに確認したいことはありますか、鰐原委員。

○鰐原委員 国でなかなか動かないということで、地方自治体から、こういう市や町からね、市民の声を取り上げていくのだという、そういう風潮というかな、うねりといいますかね、そういうものをつくってもらいたいのだということで、こういう陳情が上がってきているのだと思うのですけれども。

これ、日本国民救援会栃木県本部の須藤さんは、全国のその市町村、市町の団体でね、何件ぐらい、もう意見書の提出が上がっているというふうに捉えておりますか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○陳情人 件数、正確な件数はわかりませんが、日本国民救援会という全国組織がありまして、私どもは、この栃木県本部というところに所属しているわけですが、そういう形で、全国に組織がありますので、全都道府県、47都道府県ありますのでね、全国でやるということで進めています。

もちろん、それぞれ、その地域地域によって、非常に積極的にやっているところと、なかなか足が踏み出せないというところがあります。

それで、実をいいますと、隣の茨城県、これは昨年度ですね、全自治体、県内の、そして、そのうち、いくつぐらいですかね、18、9か、決議、陳情がね、通っているのですよ、茨城は。

全国でも茨城だけです、突出して、そうなっているのは。

なぜか、ちょっと、それ、茨城の活動が非常に活発だということがあるのでしょうかけれども、また、茨城の議会がそれぞれ、そういう活発な活動をする茨城県の救援会に対して、理解を示したということなのだろうと思うのですけれども、実をいいますと、そのほかの県では、今のところ、その議会を通過していると、陳情が通っているというのは、少ないのですね。数はそんなにないのです。茨城が突出して多いのですね。

ただ、私たちは、茨城のそういう活動に学んで、本当に皆様方にしっかりとね、訴えて、この陳情はね、ぜひ採択していただきたいということでやっております。

これが現状でございます。

○佐藤委員長 ほかに確認したいことはありますか。

ここで、本陳情に関しまして、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代をさせていただきます。

○阿部副委員長 副委員長の阿部秀実です。

それでは、暫時進行を務めさせていただきます。

ご質疑のある委員は発言を許します。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。

先ほど「すどう」様とお呼びしてしまいました。「すとう」様だということなので、大変失礼いたしました。

須藤様に確認をしたいのですが、この陳情の趣旨として2点ありますが、この(2)の検察官の不服申し立て、上訴の禁止とありますが、これは、我々、あまり法律に詳しくない者の単純な考えからすれば、当然検察側のほうにも言い分があるでしょうから、それ、上訴というのでしょうか、その手続を。

それはそれで、権利があってもいいのではないかと、当然被告人にも言う権利があるのならば、訴えている側にもあるのではないかと、私は思ってしまうのですが、皆様、須藤様たちのお考えの中では、それを、検察官がその権利を持つことがフェアではないというお考えなのでしょうが、その何か背景なり、理由というのを説明を願えますでしょうか、お願いします。

○阿部副委員長 説明をお願いします。

○陳情人 実は、既にね、再審というのは、通常審で1審、2審、最高裁までね、3審と、3件の裁判をやっているのですよ。

外国ではね、通常審でも検察官の上訴が認められないところは結構あるのですよ。

それで、日本はもう当然認められていて、今私たちはそのことを問題にしているのではなくて、再審で検察官の上訴はやめてくださいと。

なぜなら、先ほど言いましたように、検察官は証拠も全部握っていて、そして、不利な証拠を隠したりすることがあってですよ、そういうふうなことができている状況で、検察官に本当に上訴を認める必要が果たしてあるのだろうかというのがあるのですね。

とりわけ、私どもが問題としているのは、検察官は再審請求に対して上訴しなくても、本当に有罪であると信じるのであれば、再審事件の本裁判でまた有罪の立証をすればいいわけです。

今、皆さん御存じのように、再審が、最終的に最高裁で確定すると、再審開始がですよ、再審、これ開始ですよ。無罪というわけではないのですよ。

ほとんどの裁判所は、再審の裁判をやると無罪判決が出るのです。

そして、通常検察官は、もう上訴しないのが、むしろ当たり前になってしまっているぐらいですね。

この間のその西山さんの事件でね、湖東事件でも、検察側はね、上訴しないということを書いて、そして無罪が確定したのですね。

今日の新聞でしたかね、実は、その西山さんが、国に対して国家賠償請求したのですね、その後。

「私は無罪で、12年間も刑務所に入れられた。こんなひどい目に遭っているんだから」という、そうしたら、なんと、あれは滋賀でしたかね、滋賀県警ですかね、その民事事件

ですね、今度は、国家賠償事件でね、民事ではないけれども、国家賠償事件だから行政事件ですけれどもね。

国家賠償事件の準備書面で、西山さんは有罪だって、こういうことを言い出したのですよ。そういう書面を出したのですよ。それを大問題されて、それで、滋賀県の今、多分県のほうは謝っているのですけれどもね、本人にも謝れと、刑事事件で、もう無罪が確定したのですよ。それをまた、国賠の訴訟でね、そういうことを言うてくるという、こんなことが起こったのですね。非常に問題だと思います。

先ほどの、もう1回ちょっと戻りますけれども、本当に検察官がね、有罪を立証したいのであれば、再審の裁判そのものを始めるのを止めるのではなくてね、再審を認めた上で、その再審の裁判の中で有罪立証する、今、十分そういう機会があるわけです。

ですから、例えば、先ほど言ったように、袴田事件でもね、既に1審でもって再審が認められた。それを控訴し、抗告し、ね、そして、抗告、それから特別抗告してね、そして、最終的に今まだ高裁に戻っている段階ですけれどもね。もう何年ですかね、20年ぐらいたっているのですかね。

いや、20年はたっていないか、17、8年ですかね、こんな期間、ずっと入れられっぱなし、幸いね、高裁段階でね、非常に問題だというので、あ、ごめんなさい、地裁段階で、これは釈放になったからまだよかったですけれどもね。静岡地裁でね。こういったことも起きている。

ですから、繰り返しますけれども、検察官は、通常審で十分、3回も有罪立証の機会は十分ある。証拠はほとんど握っている。

そして、再審を開始決定になったとしても、再審の裁判でまた有罪立証もできる。

なのに、何で、再審そのものを始めるのを邪魔するのですかと、そのためにものすごい苦しんでいるのではないですかと。

有罪の人だったらいいかもしれません。

しかし、有罪かどうかがすごい疑問になっている、既に1審や2審で再審開始決定が出ているのをひっくり返すようなこと、そういうことは本当にいいのですかって。

最後に、一つ訴えたいことがあるのですけれども、そのね、あやしいやつはみんな捕まえて刑務所へぶち込めと、こういう考え方、一つあるのですね。

もう1つは、例えば、あやしいやつ、いくらかね、本当にやったやつ、本当の犯人が逃げたとしても、無罪の人を、無実の人を刑務所へぶち込む、あるいは、無実の人を死刑にする。現実にこれはあり得るのですね。

それが許されるのかというの、そこの考え方が大きく違うと思うのですね。

今、どうしてもね、国の考え方は、多少危ないけれども、無罪のやつを処罰してしまうかもしれないけれども、それでもいいのだと、あやしいのをみんな、ね、からめとってしまえと、こういう考え方が通例になっております。

私たちは、一人一人、人間が大事だという考え方に立つときに、多少逃げるのがあったとしてもね、逃がしたとしても、やってない人を刑務所にぶち込んだり、死刑にしたり、そちらのほうは絶対許せないと、そういう考え方に立つということを最後に訴えたいと思います。

以上です。

○阿部副委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 私から最後2点だけ確認したいのですが、まず1つが、先ほど山口さんがおっしゃったように、千葉刑務所では7人の方が無罪の主張をされているということなのでしょうけれども、皆様方の活動における認識では、全国にほかにも、「自分は無罪だ」って主張されているようなケースというのは、印象として、どのぐらいあるのかなって、その千葉は7人というのはありましたけれども、ほかにも、どのぐらい、そういった冤罪が疑われるのではないかと思われているケースというのは、どのぐらい確認、認識していますかというのが1つと。

それで、もう1つ、最後なのですけれども、これは、陳情書の1、2、表紙も含めた3ページ目の5行目なのですが、証拠の開示を裁判官の個別判断や検察の裁量にゆだねられるとなると、これを読んでみますと、裁判官が認めれば、当然証拠というのが開示される、法的にルールがある中で、須藤様たちは、その開示の制度化しろっておっしゃっているのですが、戻ります、結局裁判官が認めれば、今でも証拠というのは開示されるのではないのでしょうかという、この2点だけ、私、最後の確認です。お願いします。

○阿部副委員長 はい。

○陳情人 あとのほうのことを先に申し上げます。

裁判官が検察官にね、証拠開示を進めても、検察官は法的に出す必要はありません。今法律上ね、何もないから。ないのです。

そういう必要があるのは、通常審ではね、法律上そういう、もちろん、それは裁判官がというよりは、弁護士側から「こういうのせ」という形で、書類を出すわけですからね。再審ではないのですよ。

だから、裁判官が積極的に出せと言って、出す場合もあるのですね。

出して、そのために、何かまた手がかりが得られる。そうすると、さらに出せということをやっていくというのが、今の再審のやり方といいますかね、弁護、我々のやり方、のほうのいくつかのね、手掛かりとして1つでも出てくれば、またね、新しいのが出てくる。

ですけれども、検察官に出す義務はないのです。

ですから、検察官が裁判所と多少角突き合わせても、出さないとすれば、これ、出てこないのですよ。なので、法律改正、絶対、これ必要なのですね。

それから、もう1点、全国にどのぐらいというのですけれども、これはね、我々が支援しているだけでも、恐らく100件近くあるのですよ。今、支援しているやつだけでもね。

そして、私の弁護士としての感覚からすると、相当程度冤罪はあると思います。

全然、その、そのまま有罪、我々がね、例えば、こんなことがあります。

接見に行つてね、「こういうことは俺はやってないんだ、こうなんだよ、こうなんだよ」と。

でも、一番問題になるのは、例えば、痴漢冤罪事件、「俺、全然何もやっていない」と、「でも、おまえね、このまま争っているとね、釈放されないから、ね、ずっと会社だめになって、首になっちゃうよ」と、「だから、今認めちゃえばね、もう罰金ぐらいで済んで出られるから」と、こういうのね、いっぱいあるのですよ、実は。痴漢に限らずね。

なので、実際は本当のところわからないという、灰色はいっぱいあるのです。かなりあると、僕は思っています。

なので、なかなかね、犯罪と捜査といいますか、これは非常に難しいもの。

例えば、アメリカで司法取引、日本でも実は最近司法取引が認められるようになったのですね。

これは有罪だって取引で、有罪かどうかはつきりしない場合だってというのも含んでしまうのですね、ここにね。

なのでね、かなりあるのではないかと思います。

ですから、できるだけ冤罪が生じないようにと思いますけれども、そういう可能性はかなり現状あるというふうに考えております。

○阿部副委員長 よろしいですか。

はい、ほかに質疑はありますでしょうか。

ないようですので、暫時委員長と代わりたいと思います。

○佐藤委員長 それでは、審議を続けます。

ほかに陳情人に確認したいことはございませんか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

3名の皆様、お疲れ様でした。

(陳情人退席)

○佐藤委員長 それでは、陳情第9号について、各委員の意見、考え等を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。

意見、考え等のある方は挙手を願います。鰐原委員。

○鰐原委員 今、陳情者から、ご意見を伺いましたけれども、かなり私、鹿沼市の一地方議会の議員ですけれども、その一地方議会の議員という一人の知識とか、認識とか、その上回るものであって、私には判断するのに、非常に難しく思っております。

法律改正ですから、国のほうで、私は決めていただきたいと、一鹿沼市の地方議会が、最初に、そのうねりをつくるということの難しさを感じます。

ですから、私はもっと、これを深く、陳情者に今日初めて意見を聞いたわけですから、深く、地方議会としてもね、勉強するためには、やはり相当な時間が必要ではないかと思っておりますので、継続審査を私は望んでいます。

○佐藤委員長 横尾委員。

○横尾委員 今、お話を聞きまして、やはり冤罪になるような、そういう大きなことになるということになると、非常にその人の人生が大きく狂ってしまうのは、よくわかるのですが、この議会の中で、そういう審議をしてどうのということにはならないかと思えますし、我々が判断するのは、ちょっと難しいかなというふうに思っておりますので、鰐原委員が言いましたように、継続して審査すべきだというふうに思います。以上です。

○佐藤委員長 ほかに意見や考え等がある方、いませんか。増渕委員。

○増渕委員 継続でも、あれでもいいのですけれども、基本的なスタンスとして、議会に上がったものですから、これは結論として、議会が出すべきではないとか、出すべきではないということと、継続は違うと思うのです。

議論してでも、もうちょっと裏の、今弁護士さんの言ったようになっている、須藤さん

の言っていることとか、わかるのですけれども、本当にその今は一方的に聞いただけなので、検察側とかのほうの、ただ、先ほど、私の、個人的に言うと、3回審理して、再審になって、そういう不服申し立てというのは、私はそれはないと思います。

本当は、最高裁まで行ったものが、再審するということは、これは疑わしい、かなりグレーな部分が、白なのではないかということで、再審が決定されるわけですから、それを、また、不服申し立てで、時間だけ延ばすというのは、私はあってはならないと思うし、私が当事者であった場合に、無罪を言ったときに、証拠が全部出されなくて、片側だけのことでということ考えたときに、私はなりませんけれども、まだ、私も勉強不足なので、継続でいいのですけれども、ただ、はっきりしたいのは、こういう議会で陳情されたものを、国が決めるからとかということではなくて、私は地方議員としても、地方議会としても、これは国が決めるというのは、何でも国にやってもらえばいいので、議会の存続自体がなくなってしまうので、私は議会のあり方、ありようとして、やはり勉強した上で、それをきちんと結論をすると、国がやっているから国がという考え方は、私はないので、もっと深く勉強はしたいと思うし、もうちょっと裏側、裏というか、別のほうの意見も聞いてみたときの判断をしようとは思いますが、このことを議会として、ちゃんと、きちんと判断すべきだと思います。はい、以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

大貫委員、いかがでしょうか。何かありますか。

○大貫委員 聞いていて、強制調査の中で、証拠が隠匿されてしまうという話、先ほどしていただと思うのですけれども、やはり、確かに出さない気になれば、出さないで済んでしまう可能性ってあると思うのですよね。

やっぱり、そういうところはきちんと、国民から意見を上げて、別に問題はないと。やはりそういう制度がしっかりしていけないと、なくなると、冤罪というのはなくなるといえるのは、感覚的にはわかるような気がしますので、基本的には、増渚委員がいうのではないのですけれども、やはりそういう面から考えれば、ちゃんと国に上げていってもいいのかなという、私は感覚でいます。

○佐藤委員長 阿部副委員長。

○阿部副委員長 あ、大貫さん。

○佐藤委員長 この陳情の内容ではなく、取り扱い自体に関しては、今回どうすべきかと大貫委員、お考えでしょうか。

○大貫委員 やっぱり、ちょっと勉強不足であるということ間違いはないと。ですから、継続で調べていった中で、やっぱり、でも、こういった内容は取り上げていくべきだと思います、取り出すべきだと思います。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

阿部副委員長。

○阿部副委員長 いろいろ、今、説明を聞いて、いろいろ、初めて聞いた、勉強になることもたくさんありました。

それで、確かに、いろいろ、両方の角度から聞かなくてはいけないというのがありますけれども、また、法整備なので、もちろん国で決めるということは間違いなことなのですが、国民世論というか、地方側というか、そういうところからいうと、まずは、そうい



う議論を国のほうでやってもらうためには、世論を広げる運動というところでは、地方議会から採択して、意見を出してもいいのではないかなと私は思います。

○佐藤委員長 委員の皆様の意見を確認しましたところ、継続とすべきという意見が多数でありました。

お諮りいたしたいのですが、あ、増渕委員。

○増渕委員 継続なのですけれども、これは継続した場合に、こういう陳情者がいらっしやるのであるから、ちゃんと継続を、きちんと委員長の責任において、次の総務のほうにちゃんとやって、これは次の委員会の一発目で、やっぱりちゃんと議論しないと、我々議会に不信感を持たれてしまう。

継続して、ただ、議論もしないで、流してしまうということになると、問題の先送りだろうということだけではないように、継続は継続でいいのですけれども、次の議論をきちんとした中で、その中で、きちんと次のときには、もうちょっと課題を浮き彫りにしたり、もうちょっと、例えば、先ほど言ったように、あの人、須藤さんたちは弁護士なのだけれども、弁護士会ではないのですよね。

本当、弁護士会が本当はやるべきだと思うのです、本当は。

情報の、証拠の開示というのは、それではなくて、各、やっているということは、弁護士会自体が総意ではないのか、逆に検察から天下った弁護士が多いから、日本の場合の弁護士会が弱いのか、そこら辺のところ、わからないので、そこら辺のところも含めて、もうちょっと説明を、やって、情報をもうちょっと入れていただいて、ちょっと偏った、冤罪が何百人もいるみたいな話、今の時代ではある程度DNAとかないので、そこまでちょっと偏ったところもあるので、そこら辺のバランスを見て、ほかからのちょっと情報も集めた上で、しっかり継続なら継続でいいのですけれども、委員長に改めてお願いなのですが、次の総務のときに、これをしっかりやらないと、議会自体の不信感になってしまうので、結論を次のときには出せるぐらいの形の継続を、そういう意味での継続にしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤委員長 阿部副委員長。

○阿部副委員長 今、増渕委員のほうから、一つ提案的にありましたけれども、ということになると、今回のこの陳情を継続にして、それで申し送りをして、次の総務委員会のほうでやるということで、12月の議会でもう1回採択、不採択をやってもらうとか、あるいは、その先になるか、そういう申し送りをするということ。

○増渕委員 そうですね。そうではないと継続の意味に、日本語の継続というのは、先送りではないので、議論がまだ尽くされていないから、もうちょっと勉強、我々もしましょうということなので、その問題点、今、鰻原委員や横尾委員や私や大貫委員の上があったことも踏まえて、それをきちんと議事整理をして、それで継続ということで、次の委員長に申し送りをして、その中で足りないものがあつたら、それを陳情者に出すのか、もうちょっと我々が勉強するののかということまで含めての継続ではないと、継続の意味がないので、議会が不信に思われてしまうので、継続で、先送りで流してしまうというのが一番悪いので、次のときの12月か、次の3月の次期総務常任委員会がきちんと結論を出すということをお願いいたします。委員長、副委員長をお願いいたします。

○佐藤委員長 わかりました。

では、今手続上は、まずは、この陳情を採択すべきかどうかということのお諮りをするのですが、皆さん、継続という方が多いということなのであれば、そこで異議を申し立ててください。

その後、継続とすべきかどうかという採決になりますので、まずは、この陳情を、今、この議会において、採択するか、不採択かをお諮りしますので、継続の中にもっていきたい方は、異議を申し立ててください。

副委員長。

○阿部副委員長 採決をとって、採択にするか、継続にするかを挙手の上、判断していただきたいと思います。

○佐藤委員長 はい。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第9号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第9号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議がありましたので、陳情第9号の取り扱いをどうするか委員の意見を求めますが、継続、既に継続審査という意見が出ていますので、継続審査とするか、否かで挙手採決を行います。事前に何か言いたいことがあれば、発言を許します。

お諮りいたします。

陳情第9号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○佐藤委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第9号については、継続審査とすることに決しました。

したがって、この委員会、ここでまた、構成員代わりますので、正副委員長の責任において、次期総務正副委員長には、この件、増淵委員からご意見ありましたように、しっかりと議論をしていくようにお伝えをしようと思っております。

次に、陳情第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局から陳情の趣旨等の説明をお願いします。安生庶務係長。

○安生庶務係長 陳情第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、ご説明いたします。

お手元に、全国市議会議長会からの依頼文及び意見書案のコピーをお配りしていますので、ご覧ください。

この依頼文は、令和3年7月16日に、全国市議会議長会会長、清水富雄横浜市議会議長から、鹿沼市議会に提出されたものであり、鹿沼市議会に対し、地方自治法第99条の規定による意見書を提出することを求めるものです。

1ページ、ページをおめくりいただいて、意見書案があると思いますが、こちら、意見書案を読み上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。

よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって、確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

説明は以上です。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

執行部に対し、確認したいことがある方は、順次発言を許します。

失礼しました。

今、事務局から説明がありましたので、この陳情を我々が判断するに際して、執行部からは、税務課長も臨席されていますので、もし、判断の材料として、執行部に説明を参考にお伺いすること、許しますので、執行部に対して、質問がある方は、順次発言を許します。

別段確認したいこともないようですので、この陳情の取り扱いについて、各委員の意見、考え等を伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。

意見、考え等のある方は挙手を願います。

別段意見等もございませんので、陳情第8号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第8号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第8号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○佐藤委員長 どうぞおろしてください。

挙手多数であります。

したがって、陳情第8号については、採択とすることに決しました。

次に、議案第62号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))についてのうち、総合政策部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長の秋澤です。よろしくお願いします。

それでは、議案第62号 専決処分事項の承認について「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)」のうち、総合政策部所管の関係予算の内容について、ご説明をいたします。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の追加支援事業について、7月1日付けで専決補正を行ったものであります。

お手元の「令和3年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計(第3号)」と入っているものになりますけれども、そちらの5ページをお開きください。

関係予算といたしましては、一番下、14款「予備費」について、歳入歳出予算の調整額として243万2,000円を減額するものであります。

以上で、「令和3年度一般会計補正予算(第3号)」のうち、関係予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 補正予算に関する説明書(第3号)の中に、ページの7ページ、8ページには、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員の職員手当に対して、増減額の説明がされておりますけれども、これについて、どういうことなのか、説明を求めたいと思います。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。糸井朗総合政策部長。

○糸井朗総合政策部長 ただいまのご質疑にご説明をしたいと思います。この件については、この後の、所管が人事関係でいきますと、行政経営部所管になりますので、総合政策部が終わりますと、行政経営部になりますので、そちらのほうで、ご説明をさせていただくことでよろしければ、そのように対応したいと思います。よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第62号中総合政策部関係予算については、原案どおり承認とすることにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 62 号中総合政策部関係予算については、原案どおり承認とすることに決しました。

次に、議案第 65 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 4 号)についてのうち、総合政策部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。よろしくお願いします。

議案第 65 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 4 号)のうち、総合政策部所管の関係予算の主な内容について、ご説明をいたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書、今度は表紙に「一般会計(第 4 号)」と入っているものになりますけれども、その一般会計の 3 ページ目をお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

2 段目の、15 款「国庫支出金」、2 項 1 目「総務費国庫補助金」の右側のページの説明欄 2 行目になりますけれども、「地方創生臨時交付金」につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、今年度の本市への交付限度額 4 億 7,465 万 5,000 円のうち、本補正予算に計上した歳出事業の財源として、7,481 万 2,000 円を計上するものであります。

なお、この交付金につきましては、今年度の一般会計補正予算(第 1 号)と(第 2 号)に、既に 3 億 9,984 万 3,000 円を計上済みでありまして、今回の補正により、現段階における交付限度額の全額が歳入予算に計上されたものとなります。

次に、5 ページをお開きください。

中段の、若干上になりますけれども、20 款「繰越金」14 億 1,028 万 2,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、7 ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

一番上、2 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」の説明欄、「防災対策推進費」172 万 1,000 円の増につきましては、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策として、簡易トイレセット等を購入するものであります。

飛びまして、23 ページをお開きください。

一番下、14 款「予備費」2 億 2,669 万 6,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 4 号)」のうち、関係予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 繰越金の 14 億円余りですわね、確定したということなのですが、この繰越金というのは、毎年同程度の繰越金になりますか。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 ただいまの鰻原委員のご質問にお答えしたいと思います。

これは、毎年度、額は、この額というものはないのですが、参考まで、前年度の繰越金の額をお知らせしますと、昨年度は10億5,581万6,000円、こちらが前年度の繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうしますと、令和2年度よりは増えたという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 ただいまの鰻原委員のご質疑にお答えします。

そうですね、今年度、この今回の繰越額が、決算でいう実質収支額というものになります。

それで、今回、14億の補正になっておりますが、補正後の数字で、今回、その実質収支額が16億6,028万2,000円、こうなっておりますので、昨年度よりも6億ほど増えているというようなご理解でよろしいかと思えます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 8ページですね、コロナ関係で、避難所のその簡易トイレをやるのだということですが、場所と、その必要性をちょっとご説明願いたいと思えます。

○佐藤委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理課長の渡辺です。

まず、場所、設置する場所というふうなことでございますけれども、一応、市内46カ所の避難所を指定しておりまして、46カ所に各1基ずつ、災害用の簡易トイレセットを配置したいというふうに考えております。

それで、なぜ、この簡易トイレが必要かというふうなことでございますけれども、災害時に避難所を開設する場合、新型コロナウイルスの感染症対策、こういったものを十分に行う必要があるというふうに考えております。

それで、避難所に来られた方、受付時に、体温、あとは体調のチェックをさせていただきます。仮に発熱があったり、あるいは、体調が悪いというふうな方がいらっしゃった場合には、一般の避難される方と分けて、接触を避けて避難のスペース、あるいは、通路を分けることとされております。

トイレについても、専用のスペースを設けることで、一般の避難者と接触を避け、簡易のトイレ、テント式になるのですが、それを専用のスペースに配置をして、対応するというふうな内容のものでございます。

以上です。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 今、簡易トイレ、わかったのですが、これはリースなのか、買取なのか。

期間はどのくらいを予定した、この予算なのか、お聞きしたい。

○佐藤委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 この簡易トイレにつきましては、買取で、テント式、1人が利用できるテント式のもので、用を済ませた後については、廃棄ができるというふうなものでござい

ます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 実物のあれがあったら見せていただきたい、写真か何かあったらね。ちょっとテント式という言葉、初めて聞いたような気がするのですが、説明ありますか。テント式というので、何か。わからなかったものです。

○佐藤委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理課長の渡辺です。

パンフレットがございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 65 号中総合政策部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号中総合政策部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 70 号 令和 3 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

議案第 70 号 「令和 3 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第 1 号)」について、ご説明をいたします。

補正予算に関する説明書「粕尾財産区特別会計」になります。「粕尾」というインデックスがついている箇所になりますけれども、そちらの 3 ページ目をお開きください。

今回の補正は、前年度繰越金の確定を受けまして、調整を行うものでありまして、歳入につきましては、3 款「繰越金」において 265 万 9,000 円を増額し、2 款 1 項 1 目「財政調整基金繰入金」において、当初見込んでおりました基金からの繰入金の全額を減額するものであります。

続きまして、5 ページ目をお開きください。

歳出につきましては、3 款 1 項 1 目「財産管理費」において、歳入歳出予算の調整額 245 万 4,000 円を財政調整基金に積み立てるものであります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 70 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 71 号 令和 3 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

議案第 71 号 「令和 3 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明をいたします。

補正予算に関する説明書、今回は「清洲」というインデックスがついている箇所、そちらの 3 ページ目をお開きください。

今回の補正につきましては、粕尾財産区と同様、前年度繰越金の確定を受けまして、調整を行うものであり、歳入につきましては、3 款「繰越金」において 65 万 4,000 円を増額し、2 款 1 項 1 目「財政調整基金繰入金」において、当初見込んでおりました基金からの繰入金の全額を減額するものでございます。

続きまして、5 ページ目をお開きください。

歳出につきましては、3 款 1 項 1 目「財産管理費」において、歳入歳出予算の調整額 31 万 2,000 円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰻原委員。

○鰻原委員 清洲、これで清洲の財政調整基金の積立金はどのぐらいになっているのですか。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 ただいまの鰻原委員のご質問にお答えしたいと思います。

これは基金の残高ということですのでよろしいですか。はい。

清洲財産区につきましては、今年度、令和 3 年度の残高見込みになりますけれども、こちらが 2,403 万 7,000 円というような基金残高と見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 今、清洲の財産区の残高を聞きましたけれども、ちなみに先ほどの粕尾の財産区の財政調整基金の残高、よろしいですか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 ただいまの鰻原委員のご質問にお答えします。

粕尾財産区につきましては、本年度末残高見込みが、1,940 万 7,000 円というような見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

○鰻原委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 71 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。



(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、執行部の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

(執行部入れ替え)

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を再開いたします。

本委員会の冒頭で、鰐原委員より、議案第 62 号についての説明を執行部に求めておりました。

行政経営部の佐藤人事課長が臨席していますので、ここで佐藤人事課長より、説明をお願いいたします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。よろしくをお願いいたします。

先ほどの鰐原委員のご質問にお答えをいたします。

補正予算に関する説明書の 7 ページ、8 ページでございますが、内容につきましては、前のページですね、5 ページ、6 ページでございます、子育て支援費の内容となっております。

詳しい内容につきましては、低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金というものがございまして、それに対応するための、まず、会計年度任用職員以外の職員の職員手当 282 万 5,000 円につきましては、職員 5 名分の時間外手当でございます。

続いて、8 ページの会計年度任用職員の報酬及び職員手当につきましては、先ほどの特別給付金に伴う会計年度任用職員 1 名を雇用したものの人件費ということでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○佐藤委員長 では、通常審議に戻ります。

次に、議案第 65 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 4 号) についてのうち、行政経営部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 行政経営課長の高村です。よろしくをお願いいたします。

議案第 65 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 4 号)」のうち、行政経営部所管の内容について、ご説明いたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書、7 ページをご覧ください。

4 段目にあります 2 款「総務費」、1 項 8 目「財産管理費」、右側 8 ページの説明欄「施設整備工事費」130 万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策用物品や万が一のクラスター発生時の初動体制に備えるため、装備品を保管するための簡易倉庫を設置するため、工事費を増額補正するものであります。

次に、「公共施設整備基金積立金」6 億円の増につきましては、今後実施が見込まれている公共施設整備のために積み立てるもので、補正後の基金残高は、15 億 4,569 万 7,000 円であります。

以上で、「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 4 号)」のうち、行政経営部所管の説

明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 先ほどの簡易倉庫を建てる、その場所を教えてくださいと思います。

○佐藤委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 今のところ、御殿山会館の北側に建てる予定であります。

以上で答弁を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 大きさはどの程度になるのですか。

○佐藤委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 大きさのほうは、今想定していますが、約30平米の簡易倉庫になります。

それで、こちらのほうに消毒液とか、防護ガウンとか、防護マスク、そういった物品のほうを、そこに備蓄するような形をとりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 公共施設整備基金の積立金のこと、6億円ですか、伺いました。

そこで、15億何がし、もう積み立ててあるということなのですが、なるのだということなのですが、見込まれる、その公共施設というのは、前、聞いたような覚えあるのですが、どんなことを対象にしていますか。

○佐藤委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 鰐原委員のご質疑にお答えします。

全部ということではありませんが、水源地域拠点整備事業とか、粗大ごみ処理施設整備事業とか、あと、黒川終末処理場の再整備事業とか、基本的に財源というのはありますが、そこに不足が出ないようにということで、今回積立金のほうをさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 この水源地のこととか、粗大ごみ、黒川終末処理、どれも重大な事業だと思いますね。

ですけれども、15億円では、これ、3つとただけでも、足りないな、なんて思うのですけれども、その積立目標額という額は、ある程度決めているのですか。何年度までに、どのくらいの目標額を積み立てたいのだというような目標額がありましたら、お答え願います。

○佐藤委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 それでは、鰐原委員の質疑にお答えします。

目標額ということではなくて、実際の財源は、国庫補助金とか、市債を充てたりとかということで、財源の確保をしていきますが、逆に、一般財源として、充てなければならぬときに不足が生じないために、こういった基金を積み立てておいて、基金のほうの取り崩しを行っていくということですので、これ、全体の大きな公共事業でいいますと、当然

この15億では、これで全部事業を行うということは、もう不可能に近いですので、そういった財源の確保を目指しながら、不足する分については、基金の対応を、取り崩して進めていくというふうに、現在のところは考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 大きな事業だから、財源はもう国・県に頼る部分もあると思うのですよ。

それで、一般財源から出して、不足が生じた場合、困るので、基金を積み立てておくというのは、これは常套手段だと思うのですけれども、大まかにね、「このくらいの額は積み立てたいんだよな」というような額を聞いたかったのです。

それが、見込みがないのならないでしようがないのですけれども。

○佐藤委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 こういった積立金については、今回でいえば、執行残が残りますので、前年度のお金が余った分で、当然そこにくら積み立てていくというやり方をとりますので、先ほど言ったように、いくら額で足りるかというのは、実際にまだ設計もしていない段階なので、おおよその概算で進めていますし、金額を、例えば、水源地域でいえば、下流圏の負担とか、そういったものもございますし、全体の事業費から、そういったものを差し引いて、財源の充てをして、足らない部分へということですので、今現在でいくらまで積み立てれば、必ずできますよというようなお話は、非常に現状では難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第65号中行政経営部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号中行政経営部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第74号 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

それでは、議案第74号 「鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、ご説明をいたします。

お手元の「新旧対照表」の1ページをご覧くださいと思います。

本議案は、人事院規則の一部改正によりまして、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当において、特例として、作業に従事した日、1日につき4,000円を超えない範囲で支給するようになったことに準じまして、本市においても、感染症等防疫救護手当の額の特例を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

現在の感染症等防疫救護手当につきましては、本条例第3条2項におきまして、1日につき500円を超えない範囲で支給するとしております。

本改正によりまして、職員が新型コロナウイルス感染症患者、または、その疑いのある者の搬送等に係る作業等、患者などの体に直接接触し、または、患者などに長時間にわたり接して行う作業などに従事した場合、1日につき4,000円を超えない範囲で、規則で定め、支給するものであります。

また、本条例の規定につきましては、令和3年4月1日に遡って適用するものでありまして、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前に支給された感染症等防疫救護手当、500円につきましては、内払とみなし、差額を支給するものであります。

以上で、「鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第74号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回は、任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

1年間、大変お世話になりました。

この総務委員会は、本当に論客ぞろいの重量級のメンバーで、いろいろ、また、陳情や請願も多岐に渡りまして、やりがいのある委員会でありました。

こういった、このコロナの状況で、もう少し活動というところに関しては、反省する点がありますが、これを糧としまして、次の委員会活動における糧とさせていただきたいなと思っております。

中でも、また、特段皆様には、本当に、先ほど申し上げたように、論客ぞろいで、様々な意見、積極的に上げていただいたこと、感謝申し上げ、また、阿部副委員長におかれましては、報告書の作成等、実務的なところで、多大な貢献していただきまして、本当に感謝をしております。

また、大貫桂一委員におかれましては、予算要望の中で、様々な、いろいろ調べられました、積極的な有効な提案していただいたこと、特段の感謝を申し上げます。

以上をもちまして、私のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○阿部副委員長 1年間、副委員長を務めさせていただきました。

なかなか、委員長を補佐しきれないところもありましたし、今委員長のほうから過分な評価をいただきましたが、そういった意味では、いろいろ勉強させていただきながらの1年間でした。

皆さんにおかれましては、いろいろとご協力いただき、ありがとうございました。  
お世話になりました。(拍手)

○佐藤委員長 ありがとうございました。

これもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午前11時43分)